

海士町耐震改修促進計画

【平成 21 年度～平成 27 年度】

平成 22 年 2 月
島根県海士町

目次

第1章 耐震改修促進計画の基本的事項	
1-1. 計画策定の背景	1
1-2. 促進計画の位置づけ及び内容等	4
第2章 建築物の耐震化の現状等及び問題点、課題	
2-1. 海士町の自然特性及び地域特性	9
2-2. 地震の災害履歴	12
2-3. 海士町付近で想定される地震の規模	15
2-4. 建築物の耐震化の現状と目標設定	24
第3章 建築物の耐震化目標を達成するための施策	
3-1. 施策の基本的な取り組み方針	32
3-2. 耐震診断・耐震改修を行うための支援策	34
3-3. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	34
3-4. 地震に対する安全性向上に向けた啓発及び知識の普及	43
3-5. 耐震改修促進法及び建築基準法による指導、公表等の実施	45
参考資料	

第1章 耐震改修促進計画の基本的事項

1-1. 計画策定の背景

(1) 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震による直接的な死者数は5,502人(平成7年版警察白書)にのぼり、死者数の約9割が建築物の倒壊や家具の転倒に起因したものと報告されている。同震災では、現行の建築基準法の構造基準を満たしていない昭和56年5月以前に建築された建築物に倒壊などの被害が多く発生し、多数の死傷者が生じた。

このような背景から昭和56年5月以前に建築された建築物について、現行基準と同等の耐震性能を有することを目的として、平成7年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)が施行された。その後、近年発生した鳥取県西部地震(平成12年)、新潟県中越地震(平成16年)、福岡県西方沖地震(平成17年)など大規模地震の発生のほか、東海地震、東南海・南海地震など大きな被害が想定される地震の発生が危惧されている。このような状況から、中央防災会議が開かれ、東海・東南海・南海地震の想定される被害の半減化や、住宅や特定建築物の耐震化率の目標を9割にする事等が議論され、平成18年1月に耐震改修促進法の改正法が施行された。この改正法では、第4条で国土交通大臣は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定め、第5条第1項で、都道府県はこの基本方針に基づき都道府県計画を策定する事が義務付けられた。また同条第7項で、市町村は基本方針および都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村における区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとしている。

このことを受けて島根県では平成19年2月に『島根県建築物耐震改修促進計画』(以下『県計画』という)を定めている。海士町でも町の実情に応じた計画策定の必要があることから、県計画では補いきれない内容を踏まえた『海士町建築物耐震改修促進計画』を策定する。この計画により今後起こりうる地震から建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の被害を未然に防止するとともに、防災性を高めて安全で安心な街づくりを目指すものである。

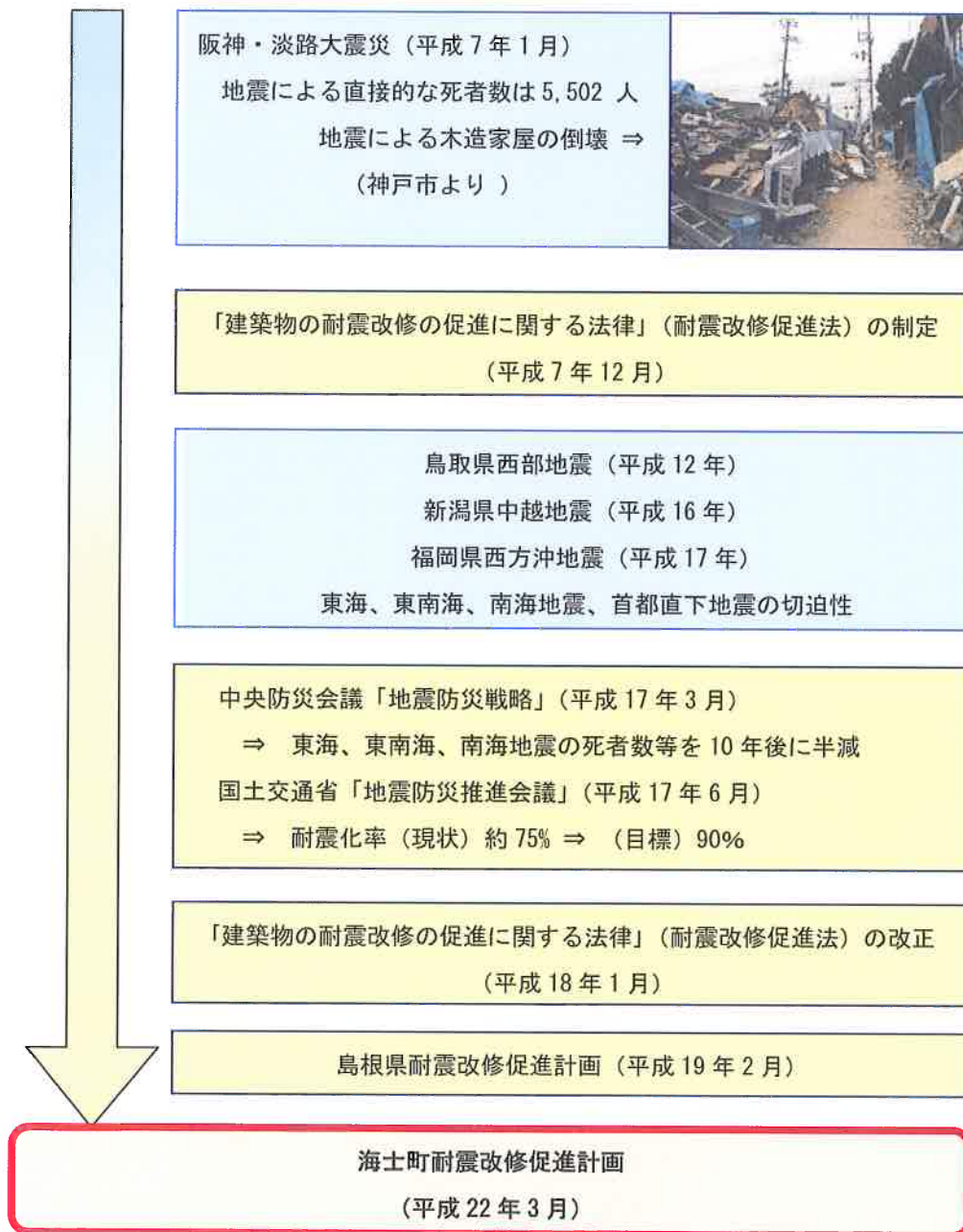


図 1 - 1 計画策定の背景

(2) 法律の概要

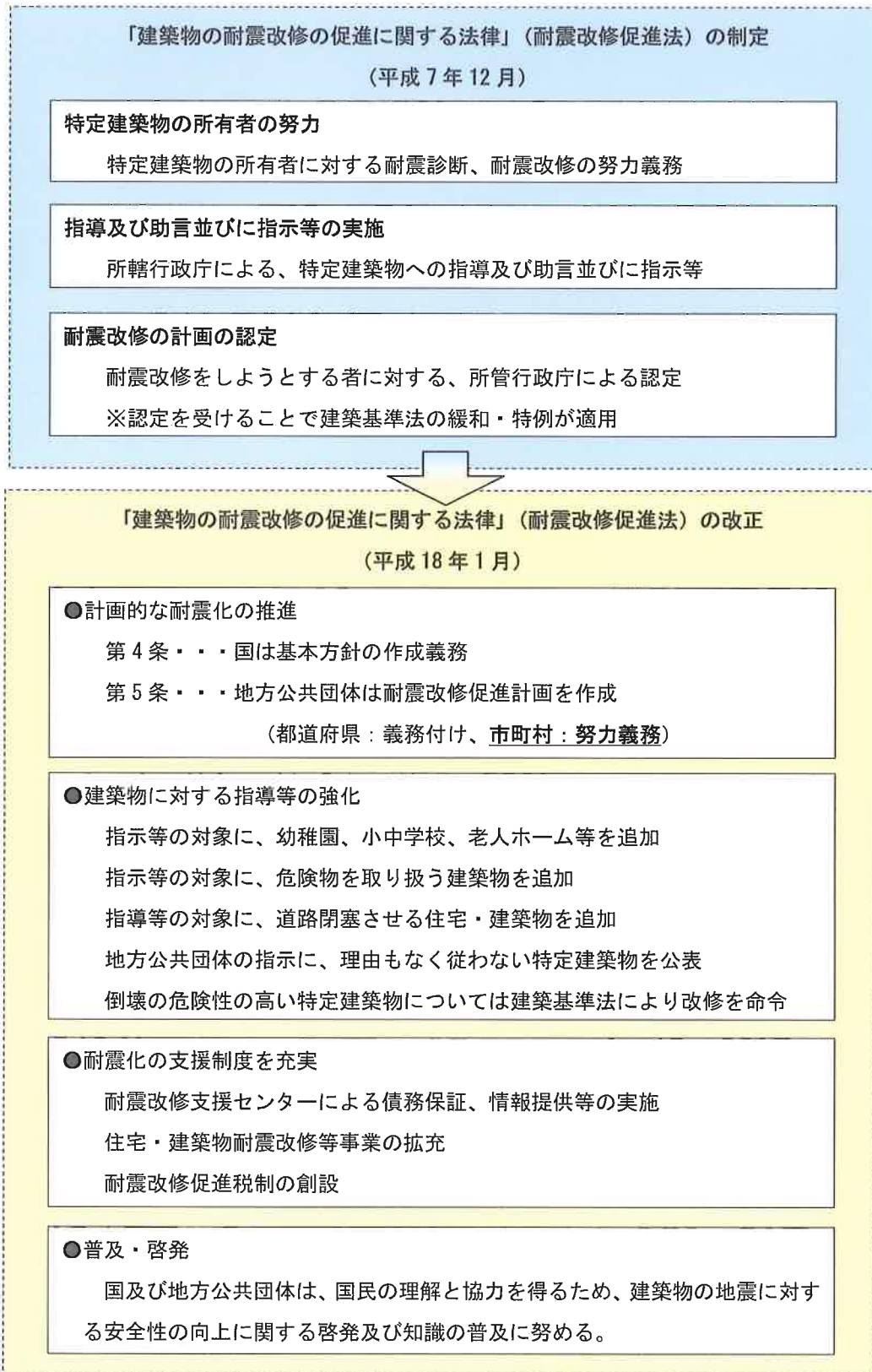


図1-2 耐震改修促進法の概要

1-2. 促進計画の位置づけ及び内容等

(1) 計画の目的

本計画では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、海士町において、建築物の耐震化を計画的に進め、地震による人的被害及び経済的被害を軽減することを目的とする。

(2) 促進計画の位置づけ

促進計画は、「島根県建築物耐震改修促進計画」（平成19年2月）を勘案したうえで、「海士町地域防災計画」（平成20年10月）の関連計画として、建築物の災害予防、避難地及び避難路の整備・周知等へ反映・連携させていくものとする。なお、これらの関連計画の改訂等が行われたときは、必要に応じて本計画の見直しを行う。

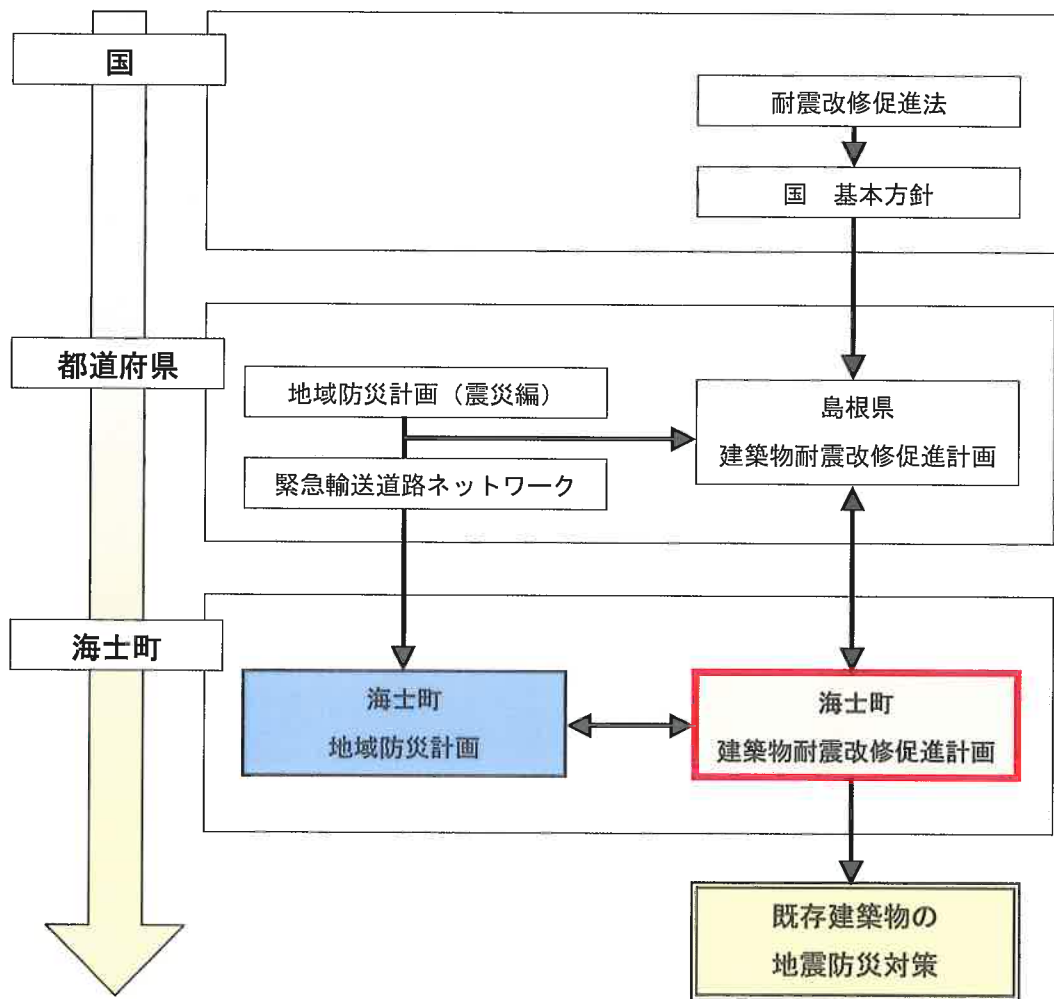


図1-3 促進計画の位置づけのイメージ

(3) 対象建築物

本計画が対象とする建築物は、住宅及び特定建築物とする。住宅は、居住世帯のある建築物を対象とし、戸建、長屋、共同住宅などを含む。特定建築物は次の3つに分類され、耐震改修促進法第6条第1項各号に掲げる規模、用途を満たす建築物とする。

表1-1 対象建築物

種別	内容
住宅	戸建、長屋、共同住宅等
特定建築物	多数のものが利用する建築物 (耐震改修促進法第6条第1号)
	危険物の貯蔵所又は、処理場の用途に供する建築物 (耐震改修促進法第6条第2号)
	地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物 (耐震改修促進法第6条第3号)

(4) 促進計画の内容

促進計画は、国の基本方針及び島根県耐震改修促進計画に基づき、次に掲げる事項について定める。

- ① 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標に関すること。
- ② 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関すること。
- ③ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関すること。
- ④ 建築基準法による勧告又は命令の実施方法に関すること。
- ⑤ 施策実施主体の役割分担及び計画フォローアップ体制のあり方に関すること。
- ⑥ その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関すること。

(5) 促進計画の計画期間

本計画の実施期間は、計画策定後の平成22年度から平成27年度までの6ヵ年とする。なお、本計画は耐震化の進捗状況及び施策の取り組み状況について点検を行い、必要があれば見直しを行う。

表 1 - 2 特定建築物一覧

種別	用途	特定建築物の規模要件
①多数のものが利用する建築物	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校
		上記以外の学校 (高等学校、中等教育学校の前期課程、大学等)
		体育館（一般公共の用に供されるもの）
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
		病院、診療所
		劇場、観覧場、映画館、演芸場
		集会場、公会堂
		展示場
		卸売市場
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
		ホテル、旅館
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿
		事務所
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
		幼稚園、保育所
		博物館、美術館、図書館
		遊技場
		公衆浴場
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	工場（危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く。）	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
	郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	
	②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量（表1-2）以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
道③ 路通行の確保 を確保する 建築物 すべき	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数のものの円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物（図1-3）	全ての建築物

表 1 - 3 法令で定める危険物の種類と数量

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量 イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管及び電気雷管 ニ 銃用雷管 ホ 信号雷管 ヘ 実包 ト 空包 チ 信管及び火管 リ 導爆線 ヌ 導火線 ル 電気導火線 ヲ 信号炎管及び信号火箭 ワ 煙火 カ その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	10t 5t 50万個 500万個 50万個 5万個 5万個 5万個 500km 500km 5万個 2t 2t 10t 5t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30t 可燃性液体類20m ³
④ マッチ	300マッチトン (※)
⑤ 可燃性のガス (⑦及び⑧を除く)	2万m ³
⑥ 圧縮ガス	20万m ³
⑦ 液化ガス	2,000t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る。)	毒物20t 劇物200t

(※) マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ (56×36×17mm) で7,200個、約120kg

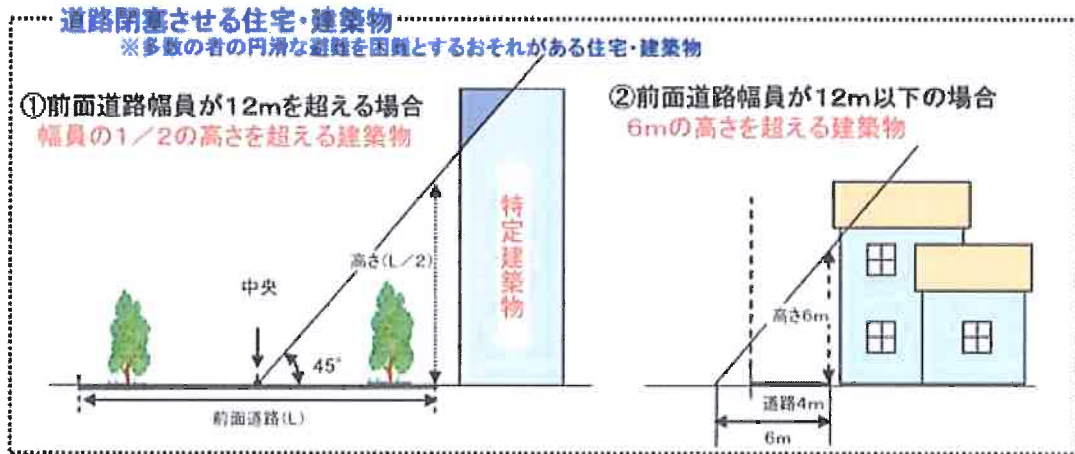


図 1 - 4 通行を確保すべき道路沿いの建築物の対象となる道路を閉塞させる住宅・建築物

【参考】用語の定義

本計画において使用する主な用語は以下のとおりである。

①耐震診断

地震に対する安全性を評価することをいう。

②耐震改修

地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え、又は敷地を整備することをいう。

③新耐震基準

昭和56年6月1日に改正された建築基準法に規定されている耐震基準をいう。

④特定建築物

耐震改修促進法で定められた昭和56年5月以前に建築され、新耐震基準に適合しない建築物で、多数のものが利用するなど一定の用途と一定の規模に該当するものをいう。

※渡り廊下等で連結されている特定建築物について同一敷地内において構造上別棟になっている建築物であっても、用途上不可分で一体として利用される建築物であって、渡り廊下等で連結されたものについては、同一建築物とみなして特定建築物の規模要件に該当するかどうかを判断する。

⑤耐震化率

「全ての建築物」に対する「耐震性ありの建築物」の割合をいう。「全ての建築物」とは、住宅と特定建築物である。

耐震化率＝耐震性ありの建築物／全ての建築物

耐震性あり：

- ・昭和56年6月以降に建築された建築物
- ・昭和56年5月以前に建築された建築物で耐震性が確認されたもの及び耐震改修済みの建築物

⑥2項道路

建築基準法第42条第2項の規定により、建築基準法上の道路とみなされる道のことである。以前の建築基準法の施工日である1950年（昭和25年）11月23日において、建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁の指定した道路。2項道路に面した敷地に建築を行う場合は、防災上等の面から原則として、その中心線から2m後退しなければならない。（道路の反対側が川や崖等の場合は境界線から4m後退する）

⑦その他

本計画を実施するにあたり、必要事項は別途定める。